

(意見書案第10号)

国直轄事業負担金に関する意見書

公共事業に係る国直轄事業の負担金のあり方については、地方分権改革推進委員会において廃止・縮減等の抜本的見直しが必要との認識が示されているところであり、今般の追加経済対策においても、地域活性化のための公共事業が盛り込まれるとともに、地方負担を軽減する方策も取られていることなどから、本年4月24日には、直轄事業の縮減や透明性の確保・充実、負担金のあり方の見直しなどに係る緊急の基本的な考え方も示されたところである。

また、国及び地方の財政が厳しさを増す中で、負担金のあり方をめぐる議論が地方からも提示され、全国知事会と関係府省との意見交換も行われているところである。

よって、政府においては、こうした地方の声に重きを置き、速やかな直轄事業制度の見直しを行うよう下記事項について強く要望する。

記

- 1 これまでの直轄事業に係る内訳明細の開示を行うとともに、負担金の経費内訳とその積算根拠を地方自治体へ情報開示すること。また、国と地方が対等な立場で協議し、地方の意見が反映されるよう、透明性の確保・充実に努めること。
- 2 維持管理費に係る負担金については、維持管理に責任を負う者が負担することが原則であり、早期に廃止すること。
- 3 負担金制度については、国と地方の役割分担の明確化や税財源の移譲などの根本的な議論を行い、将来の負担金廃止に向け抜本的改革を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成21年6月26日

釧路市議会

内閣総理大臣 }
総務大臣 } 宛
国土交通大臣 }